

第2節 精神保健福祉

1 精神保健福祉

地域精神保健福祉業務の中心的な機関として、行政関係、医療、社会福祉施設等の諸機関を含めた地域社会と

の緊密な連絡調整の下に、地域住民の精神的健康の保持と福祉の増進を図るため、諸活動を行っている。

(1) 精神障害者の概況

表1-1 入院届出等状況 (単位:件)

令和4年度

区 分	入 院		計
	措 置	医 療 保 護	
症 状 性 を 含 む 器 質 性 精 神 障 害	—	159	159
精神作用物質使用による精神および行動の障害	—	13	13
統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害	4	91	95
気 分 (感 情) 障 害	1	80	81
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	—	9	9
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	—	9	9
成人のパーソナリティおよび行動の障害	1	1	2
精 神 遅 滞 [知 的 障 害]	—	12	12
心 理 的 発 達 の 障 害	—	9	9
小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害 特 定 不 能 の 精 神 障 害	—	1	1
計	6	384	390

※ 精神保健福祉法に基づく入院数

表1-2 自立支援医療受給者証交付状況(精神通院)(実件数)

令和4年度

	管内計	小松市	加賀市	能美市	川北町
受給者数	3,116	1,414	989	650	63

表1-3 精神障害者保健福祉手帳交付状況(実件数)

令和4年度

	管内計	小松市	加賀市	能美市	川北町
計	1,874	854	540	436	44
1級	108	54	30	21	3
2級	1,478	662	422	357	37
3級	288	138	88	58	4

※ 1級:精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級:精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級:精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(2) 精神保健福祉相談及び訪問指導

表2-1 件数の内訳

令和4年度

区分	電話相談	メール相談	来所相談	訪問指導	計
実件数			59	54	113
延件数	1,325	43	85	135	1,588

表2-2 相談件数の年度推移

年度	区分	電話相談	メール相談	来所相談		訪問指導	
		延	—	実	延	実	延
平成30年度		1,649	—	95	190	51	115
令和元年度		2,195	—	66	125	74	177
令和2年度		2,256	—	89	130	78	205
令和3年度		1,744	41	71	101	52	128
令和4年度		1,325	43	59	85	54	135

表2-3 来所経由別延件数

令和4年度

区分	本人	家族	病院	福祉事務所	保健所	精神保健福祉センター	市町	職場・学校	民生委員	その他	計
来所相談	9	27	2	—	—	—	10	—	1	19	68
訪問指導	1	16	21	—	6	—	9	—	1	59	113

表2-4 年齢別件数

令和4年度

年齢	～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	不明	計	
電話相談	—	53	161	233	370	361	48	47	52	1,325	1,410
来所相談	—	6 (6)	24 (14)	15 (12)	21 (15)	15 (8)	3 (3)	1 (1)	—	85 (59)	
訪問指導	—	10 (4)	17 (10)	24 (8)	39 (13)	30 (11)	8 (3)	7 (5)	—	135 (54)	

注：() は実件数

表2-5 相談内容別件数

令和4年度

区分	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	うつうつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計	
電話相談	25	819	53	11	3	—	41	270	27	12	—	64	1,325	1,453
メール相談	—	28	—	—	—	—	1	6	5	—	—	3	43	
来所相談	—	30	3	1	2	—	4	39	1	—	1	4	85	
訪問指導	3	75	6	—	—	—	10	27	3	2	—	9	135	

表2-6 診断別件数 (診断名はICD10に準ずる)

令和4年度

区分	F0	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	G40	その他	保留	不明	計
	症状性を含む器質性精神障害	お精神作用物質使用による精神障害	お統合失調症、統合失調型障害	気分障害	障害および身体表現性障害	に生理的障害および身体的要因	行成人のパーソナリティおよび	精神遅滞(知的障害)	心理的発達の障害	症小児期および青年期に通常発	てんかん				
来所相談	3 (1)	2 (1)	15 (11)	7 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (6)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	47 (31)	85 (59)
訪問指導	3 (2)	6 (2)	50 (13)	18 (12)	5 (2)	2 (1)	12 (3)	4 (3)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	32 (15)	135 (54)
															220

(3) 自殺防止対策事業

日本における自殺者数は、平成10年から平成23年まで年間3万人を上回り、大きな社会問題となった。本県においても281人に急増した。その後自殺者数は260人前後で推移し、近年は減少傾向にあるも依然として多くの命が失われている現状である。

国において自殺対策基本法が策定され、県では、平成20年度に「自殺対策行動計画」を策定し、総合的な自殺対

策に取り組んできた。平成29年7月に改正県としても国の動向を踏まえ平成30年4月に自殺対策計画を見直し、更なる自殺者の減少のため、効果的な自殺対策の推進を図っている。

自殺の原因は、健康問題、経済・生活問題、対人問題等多岐にわたり、個人の問題にとどまらず、地域社会全体で取り組まなければならない課題となっている。

表3-1 地域連携会議の開催状況

令和4年度

事業名	日時	内容	参集者	参加者数
自殺防止対策地域連絡会	R4.10.28	研修会・意見交換(グループワーク)	行政、医療、福祉機関、各種団体	38人

表3-2 うつ・依存症家族教室の開催状況

自殺リスクの高いうつや依存症者の家族及び支援者等に対し、正しい知識を普及する。また、家族自身の心身の健康を守るた

めの方法なども学び、家族等の支援を通してうつ・依存症者への支援を図る。

令和4年度

日時	名称	内容	参加者数
R4.10.27	うつ病家族教室	講話「うつ病の理解と対応」 講師：加賀温泉駅前ころクリニック 長谷川 英裕氏(医師)	18人
R4.9.30	依存症教室	講話「さまざまなアディクションとその理解」 講師：小倉悠治法律事務所 西念 奈津江氏(精神保健福祉士)	14人

表3-3 ゲートキーパー養成等事業の実施状況

広く一般の人々に自殺予防に関する理解を深め、身近な介できる人（ゲートキーパー）を養成する。
 人の異変に気づき、声をかけ、話を聴き、適切な相談先を紹介

令和4年度

日 時	場 所	内 容	対 象 者	参加者数
R4. 6. 27	小松日の出合同庁舎	ゲートキーパー養成研修	企業の衛生管理責任者	29人

表3-4 若い世代の心の健康づくり事業の開催状況

協力が得られた大学や専門学校等の学生に対し、ゲートキーパー養成講座を開催し、普及啓発と自殺予防の人材育成を図る。

令和4年度

日 時	場 所	内 容	対 象 者	参加者数
R4. 6. 19	南加賀保健所	大学生を対象にしたゲートキーパー養成研修	看護学生（金沢大学）	4人
R4. 6. 29	南加賀保健所	大学生を対象にしたゲートキーパー養成研修	看護学生（金沢大学）	8人
R4. 7. 22	南加賀保健所	大学生を対象にしたゲートキーパー養成研修	看護学生（小松大学）	9人
R4. 10. 6	南加賀保健所	大学生を対象にしたゲートキーパー養成研修	看護学生（金城大学）	7人

表3-5 自殺未遂者支援体制整備事業

平成27年12月より救急告示医療機関等と自傷行為・自殺未遂者のための連携事業を開始した。自傷行為及び自殺未遂者本人や家族へのこころのケアが実施できる体制を整備し自殺の再企図防止を目的としている。
 また、自殺未遂者に早期に接する救急告示医療機関及び救急隊員向けに自殺未遂者への対応について研修会を実施している。

令和4年度

日 時	名 称	場 所	対 象 者	参加者数
R4. 8. 29	自殺未遂者支援研修会 (ハイブリッド研修)	南加賀保健所	救急告示・精神科医療機関、消防署、市町等	46名

(4) ひきこもり社会参加復帰支援事業

表4-1 ひきこもりに関する相談状況

令和4年度

区 分	電話相談	メール	来所相談	訪問指導	計
実 件 数		-	7	3	10
延 件 数	70	-	11	13	94

表4-2 ひきこもり当事者グループ活動の実施状況

平成27年8月より新規に開始した事業、月1回、第3金曜日の13:30~15:30に集える場を確保している。

令和4年度

開催回数	場 所	内 容	参加人数
実施なし			

表4-3 ひきこもり家族教室の実施状況

令和4年度

日 時	場 所	内 容	参加人数
実施なし			

(5) 精神障害者地域生活支援事業

平成19年度より開始している事業。精神に障害のある方が安心して自分らしく暮らすことができるよう、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を把握した上で、重層的な連携による支援体制を構築する

ことを目的としている。

保健所は、精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう市町との協働により、支援体制構築の推進を図っていくことが必要である。

表5-1 精神障害者地域生活支援事業実施状況

令和4年度

日 時	名 称	参加者数・対象者
令和4年12月8日	精神障害者地域生活支援事業地域連絡会第1回	21人 精神科医療機関、相談支援事業所、市町担当課、市町自立支援協議会委員等
令和5年2月21日	精神障害者地域生活支援事業地域連絡会第2回	26人 精神科医療機関、相談支援事業所、市町担当課、市町自立支援協議会委員等

表5-2 ピアサポーターの登録・活動状況

ピアサポーター登録者 9名(新規0名、継続9名)

令和4年度

日 時	活 動 内 容	参加人数
実施なし		

(6) 関係機関との連携

表6 関係機関との連携、会議等への参加状況

令和4年度

会議名	回数	参加 延人数	主催	内容
小松市精神障がい者等地域生活支援研究会	1	14	小 松 市	小松市における精神障害にも対応した地域包括支援システム構築に関する検討
小松市くらし安心ネットワーク協議会 いのちと心の部会	2	19	小 松 市	小松市における自殺対策基本計画に関する検討
加賀市庁内外自殺対策連絡会	1	18	加 賀 市	加賀市における自殺対策基本計画に関する検討
地域移行支援会議	2	61	加 賀 市	加賀市における精神障害者の地域移行支援に関する検討
能美市 DV 対策部会	1	11	能 美 市	能美市における DV 対策における検討
ケース会議	9	69	南加賀保健所	個別支援ケースの支援方法や役割分担等について検討
ケース会議	6	55	精神科病院	個別支援ケースの支援方法や役割分担等について検討
ケース会議	6	54	小 松 市	個別支援ケースの支援方法や役割分担等について検討
ケース会議	6	51	加 賀 市	個別支援ケースの支援方法や役割分担等について検討
ケース会議	2	22	能 美 市	個別支援ケースの支援方法や役割分担等について検討
ケース会議	3	36	金沢保護観察所	個別ケースの支援方法や役割分担についての検討
メンボラ TOMO の会役員会	5	67	メンボラ TOMO の会	メンボラ TOMO の会の運営について検討